

**国民経済計算次回基準改定に関する研究会**  
**第7回 議事要旨**

1. 日時：平成 26 年 1 月 28 日（火）10:00～12:00

2. 場所：合同庁舎 4 号館 1214 会議室

3. 出席：

（構成員）

中村法政大学教授（座長）、岩本東京大学教授、野村慶應義塾大学准教授、宮川学習院大学教授、藤井東京大学教授、菅野 JP モルガン証券チーフエコノミスト

（オブザーバー）

肥後日本銀行調査統計局参事役、池田総務省政策統括官付審査官 他

（事務局）

西川経済社会総合研究所所長、道上総括政策研究官、

丸山国民経済計算部長、二村国民経済計算部企画調査課長、

今井国民経済計算部国民生産課長、茂呂国民経済計算部国民支出課長、

渡辺国民経済計算部国民資産課長、多田国民経済計算部企画調査課課長補佐

4. 概要：

内閣府から、資料 1-1、1-2、2 に基づき、「研究開発（R&D）の資本化等」、「R&D の資本化に伴う特許等使用料の取扱い」、「JSNA 内における純輸出計数の整合性向上に向けて」について説明し、意見交換を行った。概要は以下の通り。

**（研究開発（R&D）の資本化等）**

- 企業内 R&D について、事務局資料（資料 1-1）では、諸外国では基本的に各産業の活動に包含されており、JSNA としても各経済活動の副次生産物として扱うと整理されているが、例えば米国の 2002 年の投入・産出表のうちメイク表（産業別商品産出表）では企業内 R&D は別個の部門として立っていたと考える。確認の上、企業内 R&D を経済活動分類でどう扱うかについては検討していただきたい。  
⇒事務局より、念のため確認はしたいと考えるが、資料は各国へのヒアリングや公表資料等を基に作成したものである旨、回答。
- 固定資本収益（純）を産業の R&D 産出額の計測に上乘せする方法については、事務局資料にある売上高営業利益率を用いるよりも、資本サービスの考え方にに基づき、科学技術研究調査（SRD）から得られる有形固定資産購入費を利用して時価のストックとそのユーザーコストを推計し、ここから固定資本減耗を控除して得られる固定資本収益（純）を用いる方が望ましいと考える。  
⇒事務局から、理論的には御指摘の資本サービスを活用する方法もあると考えるが、次回基準改定に向けた資本サービスの導入の検討は並行して行っており現時点では仕掛りであることに加え、第 4 回研究会で御説明したように次回基準改定では資本サービスは補足表として導入する予定であり、資本サービスの推計結果を本体系にフィード

バックさせることまでは実務的には難しいものと考えているところ、御指摘の点については次々回基準改定に向けた検討事項とさせていただきたい旨、回答。

- SRDは毎年12月に前年度の調査結果が公表されるのでJSNAの確報推計には間に合わないとのことだが、もう少し公表を早めることはできないのか。事務局資料にある代替的な推計方法をとった場合、事後的にSRDを取り込むことで改定が大きいようであれば、SRDの公表を早めてもらって確報推計に間に合わせるといった対応が必要になってくるのではないかと。  
⇒事務局より、SRDについて回答者負担を踏まえると調査・公表を早めるのは難しいと考えられる旨や、代替的な方法として、例えば企業会計で注記事項として開示されている研究開発費を利用することを考えており、その予測パフォーマンスについては概ね問題ないと考えている旨、回答。
- R&Dの成果の帰属先について、事務局資料にあるような基礎統計の状況を踏まえれば、R&D実施主体が経済的所有権を有すると整理することでやむを得ないという意見のほか、各企業の自社開発分はオウナアカウント（自己勘定）として各経済活動の資産に、またアウトソーシングした分はサービス業としての研究部門の資産に計上されるのかという確認があった。  
⇒事務局より、前者については御指摘のとおりであり、後者については、資料で説明したとおり、アウトソースした分のどの程度が成果として受託先に帰属するのかといった実態を把握するには基礎資料に制約があるため、受託先の経済活動に帰属させると整理している旨、回答。
- 事務局資料はフローの話が中心になっているが、ストック編や民間企業資本ストックでも同じ対応を行うのか。  
⇒事務局より、R&Dについては固定資産の分類「知的財産生産物」の一部として、ストックにも計上することを予定していること、民間資本企業ストックでの扱いは今後検討していくことにつき、回答。
- R&D資産の耐用年数を10年としているが、医薬品はともかく、情報通信等を考えると長いように感じる。米国、カナダ等のように、産業ごとの耐用年数の設定は検討しないのか。  
⇒事務局より、今回お示した耐用年数10年はあくまで試算のための暫定的な仮定であり、諸外国の状況も踏まえつつ、次回以降別途議論させていただき旨や、諸外国でも平均してみれば概ね10年程度となっていることや欧州では他に情報がなければ10年が推奨されている旨、回答。

#### **(R&Dの資本化に伴う特許等使用料の取扱い)**

- 特許等サービスについて、事務局資料（資料1-2）の参考2にあるように、独立した経済活動分類を立てず財貨・サービス分類だけを設けて、一括計上するという方法は、海外を含めたユーザーに分かりにくいという点でも、できる限り避けた方がよい。理想的には、財貨・サービス分類とともに経済活動分類としても部門を立てて、アクティビティを描くというやり方がよい。
- 「特許等サービス」という名称だと何のサービスを指すのかがわからない。「特許に関する

る使用料」、「特許権使用料」といった名称の方が良いのではないか。

- 資料の参考2について、こうした表章は、産業別に情報がないので、一括計上して合計が合うようにするというのが趣旨ということか。  
⇒事務局より、例えば、輸出された特許等サービスをどの経済活動が産出したのか、輸入されたサービスはどの経済活動が投入したのかという点について、現時点では確たる情報が基礎資料から得られず、一定の仮定に基づいてそうした配分を行えば経済活動別付加価値を歪めてしまう恐れがあることから、参考2のような表章案を考えている旨、説明。
- 仮に一括計上しないとすると、参考2で示されているような特許等サービスに係る計数はどこかに出てくるのか。  
⇒事務局より、一括計上しない場合は、特許等サービスの輸出や輸入分は各経済活動の産出や中間投入に振り分けられることになるので、参考2でお示ししているような表にはそのまま出てこない一方、同サービスの輸出入額に係る情報は基礎統計である国際収支統計からは確認することができると思う旨、回答。
- 国際基準の1993SNAでは、特許実体が非生産資産であったのに対し、特許等使用料をサービス産出とそれに対する支払とするという非整合性があったのに対し、JSNAでは特許等使用料を財産所得として整合性を維持していたものとする。一方、2008SNAではR&Dのストックが生産資産と位置づけられたことで、その成果物である特許実体も内に含まれると考えられるため、R&Dの資本化に対応して、特許等使用料はサービスとして位置付けるとともに、原則としては、経済活動別、財貨・サービス別の分類を設けることが重要。基礎統計に制約があるという現状は理解するが、原則論も加味して考える必要がある。
- 事務局案で計上しようとしている特許等サービスは、国際収支統計から得られる海外取引分だけであり、経済活動別に分割するのは難しい。また、独立した部門を立てるという考え方については、R&Dの資本化における扱いとの整合性、日本標準産業分類との関係、海外での扱いも踏まえつつ整理した方がいいのではないか。
- 参考2（経済活動別の国内総生産・要素所得）について、特許等サービスに係る実態を精査した上で、現行案で一括計上している特許等サービスについて、全てサービス業に含めるという扱いはできないか。  
⇒事務局より、御指摘の表章案における「特許等サービス」行は、特許等サービスが全体としてどれだけ産出され、また投入されたかを示しているだけであり、それをサービス業に全て内包させるのは適当ではなく、また基礎資料の状況を考えると独立した経済活動分類を設けるのは難しいと考えている旨、回答。

#### （JSNA内における純輸出計数の整合性向上に向けて）

- 事務局資料（資料2）について、中古品輸出を付表1（財貨・サービスの供給と需要）の輸出に新たに計上とあるが、それだけでは主要系列表1（国内総生産（支出側））とのダブルカウントにならないか。  
⇒事務局より、資料の3ページにあるとおり、付表1において中古品輸出として計上する場合、中古品輸出はその期に生産されたものはないことから、その分は、例えば品

目ごとに家計最終消費支出や総固定資本形成といった最終需要から控除する処理を行うことが考えられる旨、説明。

- 最終需要から控除するということは、現行の GDP から下方修正の影響があるということか。中古品輸出が変動した場合、成長率にも影響があるのか。  
⇒事務局より、中古品輸出の処理の影響だけを取り出せばその通りであるが、次回基準改定ではこれ以外にも多くの改定要因がある旨、回答。
- 付表1の処理ということでコモディティ・フロー法にも影響してくると思うが、調整する場合は、過去にも遡及して行うのか。  
⇒事務局より、基礎統計の状況を踏まえ遡及できる範囲で対応することになると考えている旨、回答。

以上を踏まえ、座長より以下の取りまとめがあった。

○R&Dの資本化及びこれに伴う特許等使用料の取扱いについては、企業内R&Dの経済活動分類上の扱いや、特許等サービスの取扱い等について多くの議論があった一方で、基礎統計上の制約があるのも事実であることも踏まえ、事務局より示された考え方をベースにしつつ内閣府において本研究会での指摘事項について検討を続けた上、次回基準改定に取り組む。

○純輸出計数の整合性向上については、今回事務局より示された純輸出の計数調整の方針を基本に、内閣府において次回基準改定に向けた実装に取り組む。

#### (次回以降の予定等)

- 事務局より、第8回会合は3月18日(火)10:00~12:00、第9回会合は4月中、第10回会合は6月中に開催予定との旨の説明があった。

( 以 上 )